

## わがまち歴史散歩

## 江戸時代後期、池田村の神事と村政

## ○喜ばれた神輿・太鼓の渡御

前回は、寛延3年(1750)伊居太神社で神輿の渡御が復活したことを書きました。町の人びとは150年以上経って復活した神輿の渡御を歓迎し、精神は高揚しました。9月の祭りには大勢の人びとが神社を参拝し、町には神輿講とか太鼓中といった組織も作られていきます。それらは重なり合って、町の人びとが神社を尊崇し、氏子としての結合を確認する機会ともなっていたようです。

ところが、それから50数年経った文化3年(1806)、神輿も太鼓も唐突に渡御が中止させられます。中止の処置をめぐって紛争も生じました。これらは文政5年(1822)、同6年、同8年にも繰り返されています。氏子たちが楽しみにしていたにもかかわらず、なぜ神輿・太鼓の渡御中止は起きたのでしょうか。また、それは村政に対する池田村庄屋など村役人の考え方をどう示していたのでしょうか。

## ○文化3年の紛争

『稲束家日記』文化3年9月17

日には「神輿太鼓不出」と書かれています。また、つづけて、「夜中には、池田庄屋天満や門十郎居宅に大勢集まりなげうち(投げ打ち)を致し、戸腰破ル」と打ち壊しの状況を記述し、最後に「兎角無分別成ものは恐るべき事」と、「無分別なる者」に問題の焦点を当てています。

ところで、『伊居太神社日記』文化7年8月23日のところには、文化5年9月伊居太神社宮司家を継いだ前大戸屋勝左衛門が文化3年のこの日の出来事とそのあとに続いた京都小堀代官所の取り調べの様子をまとめた記事を掲載しています。それによると、代官所の取り調べは、神輿渡御の発議は宮司が氏子世話人かの見極めに置かれ、発議を受けた村役人の判断の適否および氏子の動きを検討したようです。もちろん、発議がいずれにあるとしても神輿渡御の決定は村役人が行うとされていたようです。なお、このときの宮司は神輿渡御の可否判断はしていないとも記されています。

江戸時代、池田村は5つの株に別れ、それぞれに庄屋・年寄が置かれていました。彼らは村の百姓から年貢を取り代官に納める義務を有し、その他この村でも課せ

られていた村統治に従事していたことは間違いないでしょう。祭祀の可否決定もその流れだったのでしょうか。

さて、池田村庄屋である天満屋門十郎は神輿渡御の中止を決め、強い姿勢でその決定を押し通しています。ただ、その理由は何も明らかになっていません。村役人の決定に氏子は従うべきだと言っばかりのようです。村庄屋である天満屋に怒りの矛先が集まったのも当然のことでしょう。こうした中、当面の解決策として小堀代官所は、文化4年以降は祭祀を継続し、神輿などの渡御を実施していくために代官手代を池田に出張させ、祭事全体を監視することとしています。

## ○文政5年の儉約策と神事の中止

文政5年は文化3年から16年目です。池田村には大きな困難が横たわっていました。前年、上池田株の庄屋がその年の年貢を取り込み、年貢納入に穴を開けていたのです。池田村全体の借金は銀およそ20貫目(金330両ほど)ぐらいたなっていました。村では、それに対して「儉約」を百姓全体の義務



呉服神社

として乗り切ろうとしたのです。このなかで神輿渡御の中止は、広く検討の課題となりました。『伊居太神社日記』には、このとき誰かが書いた意見書の草案らしいものが一通挟み込まれています。内容は、村の借金と神輿渡御との間に関係はないといった趣旨でした。しかし、大勢は神輿渡御中止の方に流れていました。伊居太神社と呉服神社、それぞれの宮司も話し合っって神楽の実施で乗り切ろうと一致しています。

氏子世話人が一貫して神事各行事の実施を願っていたことは『伊居太神社日記』の各年にわたる記述の中で明らかです。しかし、村役人は別の角度から神事を見ていたのです。それがどこを向いていたのか想像できるのではないのでしょうか。

(市史編纂委員会委員長・小田康徳)

◆問い合わせは生涯学習推進課

☎754・6674